

原発事故により被害を受けられた方で  
「東京電力の賠償に納得できない」とお考えの皆様へ

手続費用  
**無 料**  
予約不要

# 総合健診会場に ADRセンター出張窓口を設置します

-  その場で弁護士等が申立てをサポートします
-  健診を受けない方もご相談いただけます

令和5年  
**9月**

28(木)

29(金)

30(土)

**富岡町役場**

受付時間 8:30 から 11:00

- ・ ADRセンターは中立的な立場で、原発事故の賠償について和解仲介を行う**国の機関**です。
- ・ **弁護士**等が間に入り、皆様と東京電力の双方からお話をお聞きして、**賠償額を算定**します。
- ・ 既に東京電力から賠償を受け取られた方、賠償について話し合い中の方、まだ話し合いをしていない方など、**どなたでも利用**できます。
- ・ **追加賠償（第5次追補）**についても申立て可能です。
- ・ 申立て段階で**証拠が手元に無くても大丈夫**です。
- ・ これまでに全申立てのうち、**約8割で和解**が成立しています。



## 追加賠償（第5次追補）やこれまでの賠償について この機会に確認してみませんか？

問合せ先 富岡町 住民課 生活支援係

☎ 0240-22-9000（平日8時30分～17時15分）

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）

☎ 0120-377-155（平日10時～17時）



# ADRセンターを利用した富岡町の和解事例を紹介します

就労、就学等のため3か所に分かれて生活せざるを得なかった家族について、家族別離による慰謝料の増額分と生活費増加費用としての家財道具購入費用、勤務先近くに住むために要した転居先の家賃等の実費が賠償された。



和解合計金額 750万円  
令和3年12月10日成立 公表番号1810

夫の母は避難により持病が悪化したため、通院費用が賠償された。夫は、要介護状態となった父の介護をしながらの避難となったことで慰謝料の増額や、父の通院や付添費用が賠償された。妻は事故前にパートで働いていたが、夫の両親の介護のため再就職が困難となり、収入が減った分について賠償された。



和解合計金額 397万円  
令和2年7月2日成立 公表番号1691

母親と避難した申立人について、避難生活中にリウマチ等の影響で手足が不自由になっていった母親を介護したことを考慮して、母親の医療費、通院慰謝料、通院交通費及び証明書取得費用のほかに、母親の要介護状態に応じて慰謝料の増額分が賠償された。



和解合計金額 519万円  
令和4年2月15日成立 公表番号1827

父母及び子2名について、母は、自身の適応障害、乳幼児を連れたるの避難であったこと及び適応障害である子2名の育児を行ながらの避難であったことを考慮して慰謝料の増額分が、子2名は、適応障害に起因し不登校になったこと等を考慮して慰謝料の増額分が賠償された。



和解合計金額 606万円  
令和4年3月17日成立 公表番号1837

申立人の夫は、事故前に要介護認定を受け自宅に住んでいたが、事故後、特別養護老人ホームに入居せざるを得なくなった。夫は平成29年に亡くなり、相続人である申立人に対し、住宅確保に要した費用として、入居費用が賠償された。



和解合計金額 683万円  
平成30年2月8日成立 公表番号1356

原発事故で勤務先が閉鎖され解雇された就労不能について、就労が長期間継続していた、避難直後からアルバイトをしている、同種の就労先を探すのが容易でない等を考慮し、平成26年2月までは再就職先の収入は控除せず事故前収入と同額が、平成29年2月までは事故前収入から再就職先の実収入を控除した額に事故の影響割合を考慮した算定額が賠償された。



和解合計金額 750万円  
令和3年12月10日成立 公表番号1810

不動産賃貸業を営み、直接請求で逸失利益及び営業損害の賠償を受けた申立人について、逸失利益の算定において差し引く減価償却費額を、税法上のもではなく実質的な耐用年数で賠償金額を算定し直し、追加賠償された。



和解合計金額 423万円  
令和3年7月27日成立 公表番号1777

帳簿等に記載がなく直接請求で賠償されなかった農機具等について、写真等により原発事故時に存在したことを確認できたものに賠償が認められた。帳簿等に計上され直接請求で税法上の耐用年数に基づき賠償された農機具等についても、実際の耐用年数は税法上のもよりも長期に及ぶと判断され、追加賠償が認められた。



和解合計金額 1340万円  
平成27年1月20日成立 公表番号1034

地目は畑の土地について、直接請求で一部は宅地と同等の評価で賠償されていたところ、その余の部分も宅地造成がされていることが航空写真から裏付けられることを考慮し、宅地の単価を基準に評価額を算定し直し、立証の程度を考慮して賠償された。



和解合計金額 2937万円  
平成4年6月15日成立 公表番号1862

ADRセンターでは個別事情に応じて賠償金額を算定し直します